

宗像市運送事業者 燃油高騰対策支援金

◆対象◆
市内運送事業者
運転代行業の方

原油価格高騰の影響を受ける運送事業者に対し、事業継続を支援するため、対象車両の台数に応じて支援金を交付します。

申請期限

令和5年2月10日（金）
【必着】

対象者

令和4年12月1日時点で宗像市内に事業所、店舗を有する運送事業者で、次の要件をすべてを満たす者。

- (1)令和4年12月1日時点で道路運送事業に必要な許可等を有する者
- (2)支援金交付後も市内で道路運送事業を継続する者
- (3)宗像市税に滞納のない者

※政治団体、宗教法人、暴力団等と関連する者、風営法第2条第5項、13項に該当する者など、対象外となる場合があります。

対象車両・交付額

令和4年12月1日時点で**事業用車両**として登録している**車両1台あたり**次の金額を交付します。

区分	1台あたり 交付額	自動車検査証または軽自動車届出済証の記載事項				
		自動車の種別 (※1)	用途	自家用・ 事業用の別	使用の 本拠の位置	使用者の 氏名又は名称
①貨物自動車運送事業 (トラック運送事業者等)	117,000円	普通	貨物 特種 乗用	事業用 (※2)	宗像市内の 住所であること	交付対象者と 一致すること (リース契約も 同様)
	21,000円	小型				
15,000円	軽自動車	貨物 特種 乗用 軽二輪				
②一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス事業等)	38,000円	普通 小型 軽自動車	乗合			
③一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー、介護タクシー等)	38,000円		乗用			
④自動車運転代行業 ※登録車両(随伴用車両)に限る	22,000円			自家用		

(※1) 被けん引車は対象外 (※2) 事業用車両(緑、黒ナンバー)に限る。

●道路運送事業に必要な許可等を令和4年5月1日～令和4年12月1日の間に取得した場合は、
交付額を月割りします。

(計算式) 区分ごとの交付額 ÷ 12カ月 × (許可等取得月から令和5年3月までの月数)

運送事業者とは

■運送事業者

・市内で道路運送事業を営む中小企業者(※1)
および特定非営利活動法人(※2)

(※1) 中小企業基本法第2条第1項に該当する者

(※2) 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利法人のうち、法人税法施行令第5条第1項に定める収益事業を行っており、認定特定非営利活動法人でない者。なお、従業員数が上記中小企業基本法第2条第1項の中小企業者の範囲内であること。

■道路運送事業…次のいずれかに該当する事業

- ①貨物自動車運送事業(トラック運送事業者等)
貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
- ②一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業等)
道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業
- ③一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー、介護タクシー等)
道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業
- ④自動車運転代行業
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業

申請方法

電子申請

以下の申請フォームから申請してください。右のQRコードからもアクセスできます。

■ 申請フォームURL <https://logoform.jp/f/jxaHw>

※申請受付後、受付完了メールが自動配信されますので必ずご確認ください。



郵送申請

以下の宛先へ申請書類一式を郵送してください（郵送料は申請者負担です）。

■ 〒811-3492（住所不要） 宗像市商工観光課商工係あて

※封筒に「燃油高騰対策支援金書類在中」と朱記し、必ず申請者住所・申請者名を記載してください。

提出書類

①貨物自動車運送事業
(トラック運送事業等)

②一般貸切旅客
自動車運送事業
(貸切バス事業等)

③一般乗用旅客
自動車運送事業
(タクシー、介護タクシー等)

④自動車
運転代行業

	提出書類	①貨物自動車運送事業 (トラック運送事業等)	②一般貸切旅客 自動車運送事業 (貸切バス事業等)	③一般乗用旅客 自動車運送事業 (タクシー、介護タクシー等)	④自動車 運転代行業
1	支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）	○	○	○	○
2	宣誓・同意書（様式第2号）	○	○	○	○
3	交付対象車両一覧（様式第3号）	○	○	○	○
4	運輸局からの自動車運送事業の許可書 または更新許可書等いずれかの写し ※貨物軽自動車運送事業は、受付印のある 届出書等の写し	○	○	○	-
5	公安委員会からの自動車運転代行業の 認定証の写し	-	-	-	○
6	交付対象車両全ての写真 ※車両ナンバーが確認できること ※自動車運転代行業は、車両ナンバーと 車体に掲示する認定番号が確認できること	○	○	○	○
7	交付対象車両全ての自動車検査証 または軽自動車届出済証の写し ※「使用者の氏名又は名称」が申請者と一致し、 「使用の本拠の位置」が宗像市内であること	○	○	○	○
8	【法人】履歴事項全部証明書の写し ※直近3カ月以内に発行されたもの 【個人】本人確認書類の写し (運転免許証、保険証等)	○	○	○	○
9	宗像市内に事業所等があることが確認できる 書類の写し（開業届、直近の確定申告書等） ※【法人】履歴事項全部証明書で確認できる 場合は提出不要	○	○	○	○
10	振込先通帳の写し ※金融機関コード、支店コード、口座種別、 口座番号、口座名義人の情報がわかるもの ※申請者名義（法人の場合は法人名義）のもの に限る	○	○	○	○

注意事項

- ・このチラシには制度の概要を掲載しています。詳細については、必ず本補助金の申請要領をご確認ください。
- ・宗像市の補助金等で、本支援金と同じ目的の補助金等や、補助対象として令和4年度の燃料費を算定している補助金等の交付を受ける場合は、本支援金の対象外となります。
- ・支援金の交付は、**事業者ごとに1回のみ**とします。**追加で申請することはできません**ので、申請の際は漏れのないようにご注意ください。

お問い合わせ先：宗像市役所 商工観光課 商工係（TEL:0940-36-0037）

宗像市ホームページ：<http://www.city.munakata.lg.jp/w045/040/020/010/20221125115740.html>

（申請書類はこちらからダウンロードできます）

